

「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと  
等を求める意見書

現在、日本の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。特に地球温暖化による天候不順で作物の適正価格が担保されていません。更に、鳥獣による被害は悪化傾向にありその対応は急務です。

鳥獣被害の根本原因は、自然環境破壊による生態系のバランスが崩れたことがあげられます。従って、鳥獣による農作物被害問題は、鳥獣大量捕殺ではなく、生息地復元・被害除去などで対応すべきとの分析も数多く指摘されています。

復元不可能なまでに森を荒廃させ水源を失った場合、生物の多様性は保全されず、都市に住む市民の生活にも大きな影響が生じます。

更に、昨年鳥獣被害特措法が国会にて成立しました。この中で特に問題なのは、第9条にある「鳥獣被害対策実施隊」の部分で、この規定を遵守すれば、市町村職員や被害防止に積極的に取り組むことが見込まれる者も、鳥獣保護法に規定された狩猟免許の条項が一部適用されます。

「鳥獣被害防止特措法」の関連予算は、鳥獣捕殺ではなく、鳥獣が帰れる森や自然の復元被害防除に使われるべきでしょう。

グローバリズムやエコロジズムが浸透する中、外来生物からの被害防止に加えて、既存生態系の食物連鎖をいかに保全するかが課題となると考えられます。

そのためには、動植物の生存を保証する保水力豊かな森を大切にし、大型野生鳥獣以下すべての動物が生息できる環境を次世代へ継承していくことが妥当な方策でしょう。

以上のような理由により、下記の措置を講じるよう要望します。

(要求項目)

- ア、「鳥獣被害防止特措法」の関連予算が、鳥獣捕殺優先ではなく、鳥獣が帰れる森や自然の復元、被害防除に使われること。
- イ、「鳥獣被害防止特措法」第9条の「鳥獣被害対策実施隊」の項では、一定の場合に限り市町村職員等の実施隊員に銃の所持を認めていますが、実施隊員に安易に公費で銃を持たせないこと。
- ウ、被害防止計画は市町村が定めることができますとなっています。計画作成に際しては、被害農家や獵友会員に加え、鳥獣の生態に詳しい者を入れて作成すること。また、鳥獣捕獲の要請があったときは、情報および対応を公開すること。
- エ、捕獲した鳥獣は原則として、人間との軋轢がほとんどないと考えられるところに運んで放すこと。

平成20年3月18日

千葉県流山市議会